

## 地方自治法改正に対する慎重かつ丁寧な議論を求める意見書

政府は本年3月1日に地方自治法の一部を改正する法律案を提出し、国会での審議が行われている。この改正案では、大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、個別法に規定がなくとも、国は地方公共団体に対して必要な指示を行うことができるという特例を設けるとしている。

特例を発動するための要件は、個別法の規定では想定されていない事態のため個別法の指示が行使できず、国民の生命等の保護のために特に必要な場合とされており、法的義務を自治体に課すための規定としては極めて曖昧なものとなっている。また、政府は本改正案による指示権拡大の必要性について、コロナ禍において国と地方公共団体の調整が円滑に進まなかったことを一例として挙げているが、当時国からの指示権が必要であったのかについて十分な分析検証が行われたとは言い難く、本改正案の立法事実は依然として明らかになっていない。

平成12年から施行された地方分権一括法により、国と地方公共団体の関係は「上下・主従」から「対等・協力」へと大きく進展した。しかし、本改正案によってもたらされる国から地方公共団体への指示権の拡大は、これまで積み重ねられてきた地方分権の流れと逆行するものである。

こうした懸念から、全国知事会においても「国の補充的な指示が地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう、事前に適切な協議・調整を行う運用の明確化などが図られるよう強く求める」という声明が出されている。

去る5月30日、政府が指示権を行使した場合には国会への事後報告を義務づける修正が加わったうえで、本改正案は衆議院本会議において賛成多数で可決された。しかし、上述したような根本的な問題は解消されていない。

よって、国におかれては、立法事実の明確化や国の地方公共団体に対する指示権拡大の必要性も含め、慎重かつ丁寧な議論が行われることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月12日

三浦市議会議長 出口 眞 琴

意見書提出先

内閣総理大臣／総務大臣／参議院議長